

## お 願 い (主治医の先生へ)

津家庭裁判所  
津市中央3番1号  
電話 059-226-4711  
家事受付係

この度先生がご担当の( )さんについて、後見開始等の審判申立が検討されています。つきましては、診断書及び鑑定書の作成について、何卒ご理解、ご協力をお願いいたします。

### 1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、精神上的の疾患・障害により、判断能力が低下した方に関し、本人に代って法律行為や財産管理を行ってもらったり、本人の財産上の行為に対し、同意を与えたり、取り消したりする人(後見人等)を選ぶことで、本人の判断を助け、利益保護を図る制度です。

具体的には、本人の判断(財産の管理・処分)能力に応じて

- ・後見開始(自己の財産を管理、処分することができない方)
- ・保佐開始(自己の財産を管理、処分するには、常に援助が必要な方)
- ・補助開始(自己の財産を管理、処分するには、援助が必要な場合がある方)

の3つの類型があり、類型によって援助の内容や援助者の権限が異なります。

家庭裁判所では、親族等の申立てに基づき、本人の能力がどの程度でどの程度援助が必要か、誰を援助者に選任するかなどを判断します。その際、本人の状況を明らかにするために、申立てに際して「診断書」の添付をお願いしております。後見及び保佐類型に該当される方については、その後さらに、原則として医師による「鑑定」が必要となります(家事審判規則24条、30条の2)。

### 2 診断書について

- (1) 貴院備え付け書式の診断書をご使用されても差し支えありません。

診断書は審理の参考資料となりますので、診断書と共に、4枚目に綴じてある診断書附票(本人の心身状態や検査結果など)もご記入くださるようお願いいたします。

ただし、補助開始の申立てについては、原則として鑑定が省略され、診断書で判断能力の状況を把握するため、家庭裁判所が用意したもの(3枚目に綴じてある定型診断書)が必要となります。また、後見開始の申立てでも、遷延性意識障害(あるいはほぼ植物状態)や重度知的障害(A判定)の診断がある場合には、鑑定が省略される場合がありますので、その旨を診断書や附票にご記入ください。

- (2) ご提出の診断書の内容について、後日、家庭裁判所調査官等から電話で確認させていただくことがあります。申立てをした方（親族等）の承諾を得た上で問い合わせておりますので、ご協力をお願いいたします。

### 3 鑑定について

- (1) 鑑定に際しては、「良心に従って誠実に鑑定する」旨を記載した宣誓書等は郵送で提出をお願いしており、**わざわざ家庭裁判所にお越し願うことはありません**。また、通常、家庭裁判所での証人尋問等を行われません。
- (2) 家庭裁判所では、本人の負担を軽減するため、**なるべく本人の病状や実情を最も把握されている医師（主治医）に鑑定をお願いしております**。そのため後見開始等の申立予定者には、事前に主治医の先生に、本人の鑑定の引受けに関するご意向をお尋ねした上で、申立てをするようお願いしております。つきましては、ご多忙中恐縮ですが、別添の「**鑑定連絡票**」に**必要事項をご記入の上、申立予定者に手渡し下さい**。正式に鑑定をお願いする場合には、後日書面を送付させていただきます。
- (3) 鑑定依頼の流れは、次のとおりです。

- 1 後見開始等の申立てがあり、鑑定を行うことが必要となった時期に、家庭裁判所から「鑑定人指定書の謄本」、「鑑定依頼書」、「宣誓書」、「鑑定料請求書」等をお送りします。必要事項を記入の上ご返送ください。
- 2 鑑定書を作成の上、（概ね1か月程度を目安とお考えくださると助かります）、家庭裁判所にご提出ください。
- 3 指定された口座に鑑定料をお支払いいたします。鑑定料は家事審判官が諸事情を勘案の上決定することになっておりますが、主治医の先生には検査料込みで5万円をお願いすることが多いのが実情です。鑑定料は申立てをした者の負担ですが、申立人→家庭裁判所→鑑定人（主治医の先生または病院）という流れで支払われます。

#### **(参考)**

- 1 鑑定事項は、(1)精神上の障害の有無、内容及び障害の程度、(2)自己の財産を管理及び処分する能力、(3)回復の可能性です。
- 2 診断書及び鑑定書の作成方法等についてご不明の点がございましたら、冊子「**新しい成年後見制度における診断書作成の手引**」及び「**新しい成年後見制度における鑑定書作成の手引き**」が家庭裁判所に用意してありますので、申立先の家庭裁判所（支部）までお問い合わせください。また、これらの冊子は、最高裁判所のホームページ（<http://www.courts.go.jp>）からも取寄せることができます。

# 診 断 書

※ この診断書の記入要領については、最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

1 氏名 生年月日 M・T・S・H 年 月 日生 ( 歳) 住所
2 医学的診断 診断名  所 見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)  備考 (診断が未確定の時の今後の見通し, 必要な検査など)
3 判断能力判定についての意見 (下記のいずれかをチェックするか, 意見欄に記載する) <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分することができない (後見相当)。 <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 常に援助が必要である (保佐相当)。 <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 援助が必要な場合がある (補助相当)。 <input type="checkbox"/> 自己の財産を単独で管理・処分することができる。 (意見)  判定の根拠 (検査所見・説明)  備考 (本人以外の情報提供者など)

以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称・診療科名

所在地, 電話番号

担当医師名

印



## 鑑定連絡票（診断書と共にご提出ください）

- 1 診断書記載の判断能力特定のために、鑑定は必要と思われますか。
- 鑑定は必要である。
- 鑑定をするまでもない。→  本人の症状がほぼ固定しており、鑑定を行っても診断書記載の判断能力特定に影響がない。  
 その他（ \_\_\_\_\_ ）
- 2 家庭裁判所が鑑定を必要とした場合、鑑定をご担当願えますか。
- 鑑定を担当できる（3もご記入ください。）。
- 鑑定を担当できないが、下記の医師を紹介できる。
- 氏 名：  
所属病院：  
連絡先：住所  
：電話番号
- 3 実際の鑑定に関して（鑑定を担当していただける場合にご記入ください。）
- ※ 正式な鑑定依頼は、申立人が鑑定費用を家庭裁判所へ予納した後に、改めて文書にて差し上げます。
- (1) 事前の鑑定依頼の連絡
- 不要
- 必要（ 電話  その他（ \_\_\_\_\_ ）  
（連絡先： 直接医師へ  事務局等の \_\_\_\_\_ へ）
- (2) 鑑定費用（多くの事例では、5万円以下でご担当いただいております。）
- 3万円で引き受ける。  5万円で引き受ける。
- 金 \_\_\_\_\_ 万円で引き受ける。  事前に相談してほしい。
- (3) 鑑定期間（多くの事例では、1か月前後でご担当いただいております。）
- 1か月ほど  鑑定期間は、 \_\_\_\_\_ 日間必要です。
- (4) 「鑑定書の手引き」の送付について
- 不要
- 必要

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称

診療科名

所在地、電話番号

担当医師名 \_\_\_\_\_ 印